

京都市訓令甲第 23 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員研修規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市長 門 川 大 作

第2条第1項前段中「行財政局組織・人事担当局長」を「行財政局人事担当局長」に、「組織・人事担当局長」を「人事担当局長」に改め、同条第2項及び第3項中「組織・人事担当局長」を「人事担当局長」に改める。

第3条第1号, 第4条, 第5条, 第6条第4項及び第6項, 第7条各号列記以外の部分, 第11条第2項及び第3項並びに第12条中「組織・人事担当局長」を「人事担当局長」に改める。

附 則

この訓令は, 平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)